

**宮崎だいすきポケモン「ナッシー」を活用した  
「日本のひなた宮崎県」プロモーション令和2年度業務委託仕様書**

## 1 目的

株式会社ポケモンと県とが締結している「地域活性化に関する連携・協力協定」に基づき、本県のブランド力向上、観光誘客、県産品の振興や公共交通機関の利用活性化等に関する事業を実施し、県外や海外における本県の認知度・魅力度の向上を図る。

## 2 業務の履行期間

契約締結日から令和3年3月15日（月）までとする。

## 3 業務の作業体制

### (1) 業務体制

受託者は、本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

### (2) 会議

- ① 業務履行の進捗状況の報告や協議・相談を行うため、定例・臨時の会議を行うこととするが、頻度・内容・方法等については、県と協議の上決定する。
- ② 会議の場所は、原則として県庁舎内とし、その都度、県が調整・確保する。
- ③ 各会議の進行、資料の作成、議事録の作成、スケジュールの管理は原則として受託者が行うこととし、議事録は、会議終了後7日以内に作成し、県に提出することとする。

### (3) 報告

進捗・管理状況や課題に対する管理・対応状況等について、県の求めに応じ、各種報告書（波及効果や広告換算値等の数値や効果を明確に記入すること。）を提出すること。

## 4 委託業務内容

業務の趣旨に従い企画・運営等を行うとともに、委託料の範囲内で最も効果的なプロモーションを行うこと。本業務の実施に当たっては、スタンプラリーや広報等で、ナッシーに関するデザインや写真等を使用する際には、株式会社ポケモン及び株式会社小学館集英社プロダクションの監修を受け、承諾を得ること。

なお、業務履行期間中の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、代替業務の実施や業務縮小など、県と協議し予算の範囲内で臨機応変に実施すること。

詳細な内容については県と協議して決定すること。

### (1) 「ポケふた」を活用した本県の魅力の発信

県内9市に設置している「ポケふた」を活用した本県の魅力の発信を目的としたスタンプラリー等のイベントを実施すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感

染拡大防止対策を十分に行い実施すること。

## (2) 広報業務

- ① 特設ホームページ (<https://nassy.hinata-miyazaki.jp>) について、デザインのリニューアル、掲載情報の更新など、イベントやコラボ商品等の情報を最新のものとなるようにすること。デザインのリニューアル、情報更新については、県との協議の上、実施すること。
- ② 「宮崎だいすき！ナッシー&アローラナッシー！」の Facebook を随時更新すること。
- ③ その他、SNSの活用による広報を行うこと。

## 5 企画実施における留意事項

費用対効果、法令や環境、安全に配慮した企画実施に努めること。

## 6 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

## 7 成果納品

### (1) 成果物

- ① 業務内容報告書（イベント内容、参加者、景品、実施状況等を記載したもの）
- ② イベントで使用した制作物やデザイン等のデータ
- ③ 特設ホームページのサイト構成図、ソースコード など

### (2) 納期

令和3年3月15日（月）午後5時まで

### (3) 納品場所

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 オールみやざき営業課 ひなたプロモーション担当

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を再委託することができる。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (3) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所等に立入り、関係帳簿類、その他の物件を検査、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

## 9 著作権等の取扱い

### (1) 著作権

本仕様書により作成された成果品及びそのデザインや写真等のデータ等全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

### (2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、宮崎県と受託者で協議の上、処理することとする。

## 10 その他

- (1) 本仕様書により作成されたデザインや写真等の成果品の電子データ（デザイン：イラストレーター形式・JPEG形式・PDF形式、写真：JPEG形式又はPNG形式）は、県へ提出すること。
- (2) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、必要に応じ宮崎県と受託者で協議し、対応することとする。